

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

福島県立石川高等学校 前期選抜募集要項

福島県立石川高等学校
〒963-7845 福島県石川郡石川町字高田 200-1
電話 (0247) 26-1656

1 アドミッション・ポリシー

石川高等学校では、地域に誇りと愛情を持ち、よりよい社会人となるために向上心を持って学ぶ生徒を求めています。

- ・基礎的・基本的学力の向上をめざして、意欲的に学習に取り組むことができる生徒
- ・他者と良好な関係をつくることができ、礼儀正しく爽やかな挨拶ができる生徒
- ・石川地域の歴史や文化、産業に興味・関心を持ち、地域とともに未来を拓くことができる生徒
- ・学校行事や生徒会活動、部活動などの特別活動に主体的に取り組み、他者と協働しながら目的を達成する意欲のある生徒

2 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	普 通 科	40名 内、特色選抜は募集定員の25%程度

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

本校の前期選抜に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒

(1) 特色選抜

本校では、急速に進む社会の変化に主体的に対応できるように、知識・技能の習得及び様々な課題に対して意欲的に取り組むとともに、解決できる能力の育成を目指した教育活動を実践しています。よって特色選抜では次の①～③を満たす生徒を求めます。

- ① 本校が取り組んでいる「いしかわ WORK&LIFE 教育」に興味・関心があり、本校のキャリアチャレンジ（学校設定科目）や地域創造探究活動（総合的な探究の時間）などを通じて、地域への貢献につながるキャリアを形成して自己を成長させようとする者
- ② 本校での生活に必要な基本的生活習慣、協調性、コミュニケーション能力を持ち、かつ更なる学力の向上に意欲を持つ者
- ③ 高校卒業後の進路目標を明確に持ち、その実現に向けて高校生活の中で努力できる者

(2) 一般選抜

本校での生活に必要な基本的生活習慣、協調性、コミュニケーション能力を持ち、かつ意欲と向上心を持って学びたい者

6 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学志願者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（5ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱における様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。

- ② 特色選抜志願理由書（本校ホームページ<https://ishikawa-h.fcs.ed.jp/>からダウンロードをしてA4・上質紙に両面印刷し、本人が記入したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱における様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出 願 手 続

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（4ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立石川高等学校長

住所 〒963-7845

福島県石川郡石川町字高田 200-1

10 出願先変更

志願者は、期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

- ① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。
- また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。
- なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式5号）を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。なお、調査書については「11 調査書提出」（4ページ）に定めるところにより提出する。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

- (3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

- (4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、出願先高等学校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。

(3) 高等学校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。

(4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。

また、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機、「いしかわ WORK&LIFE 教育」に興味・関心を持つ理由、本校での具体的な取組等についての考えを記入する。また、中学校で取り組んできたことについて、本人が具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については55点満点とし、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。特色選抜志願理由書に基づいて実施し、多面的・多角的に評価する。その評価については点数化し、60点満点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については55点満点とし、合計を250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

個人面接を実施し、多面的・多角的に評価する。その評価については段階評価とする。

17 学力検査

(1) 日 時 令和8年3月4日（水） 午前9時～午後3時10分

(2) 会 場 福島県立石川高等学校

(3) 日 程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(4) 携行品 受験票は必ず持参すること。

上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）を持参すること。

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は入試会場に持ち込まないこと。

18 一般面接

- (1) 日 時 令和8年3月5日(木) 午前9時以降
- (2) 集 合 本校に午前8時30分までに集合すること。
- (3) 一般面接 午前9時より、個人面接を実施
※ 終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)までに中学校を通して志願者に連絡する。
- (4) 携 行 品 受験票は必ず持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は入試会場に持ち込まないこと。

19 特色選抜(特色面接)

- (1) 日 時 令和8年3月5日(木) 午後1時40分以降
- (2) 集 合 本校に午後1時20分までに集合すること。
- (3) 特色面接 午後1時40分より、個人面接を実施
※ 終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)までに中学校を通して志願者に連絡する。
- (4) 携 行 品 受験票は必ず持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。
携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は入試会場に持ち込まないこと。

※ 特色選抜及び一般選抜の併願者に対して、特色面接及び一般面接の両方を実施する。
また、併願者は会場にて昼食をとるようになるため必ず昼食を持参すること。

20 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者。なお、「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。
追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(2) 学力検査及び一般面接

- ① 日 時 令和8年3月10日(火) 午前9時から
- ② 会 場 福島県立石川高等学校
- ③ 日 程

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

学力検査終了後に一般面接を実施する。

※ 選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

※ 終了予定時刻は、中学校を通して志願者に連絡する。

(3) 特色選抜（特色面接）

① 日 時 令和8年3月11日（水） 午前9時から

② 会 場 福島県立石川高等学校

※ 終了予定時刻は、中学校を通して志願者に連絡する。

※ 特色選抜及び一般選抜の併願者に対して、特色面接及び一般面接の両方を実施する。

(4) 携 行 品

持参物については、「17 学力検査」、「18 一般面接」、「19 特色選抜（特色面接）」のとおりとする。

(5) 追検査等受験の手続き

① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式12号）を交付する。

※ 書類の提出及び交付については、原則として対面とする。

(5) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

21 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) 選抜結果発表期間の初日は、午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校正面玄関に掲示する。

(3) 合格者は、選抜結果発表期間の初日、午後1時以降午後3時までに本校で合格通知書を交付するので、受験票を持参し、本校正面玄関に来校する。また、選抜結果発表に関する電話による問い合わせには応じない。

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

(5) 選抜結果発表期間の初日、午後1時以降に、制服の採寸を行う。

(6) 合格者に対するオリエンテーションは、令和8年3月26日（木）午前9時20分より本校において実施する予定である。合格者は保護者同伴で出席すること。

22 学力検査結果の提供

前期選抜又は連携型選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

23 その他

(1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式16号)を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接本校校長に提出する。

(3) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となったものを含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式15号)を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「20 追検査等の実施」の「(5) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式17号)を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式18号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式19号)により、受験上の配慮に関して中学校校長を通して志願者に通知する。

中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(5) その他、不明な事柄が生じた場合は、在学(出身)中学校長を通して本校校長へ問い合わせる。